

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

◎佐賀県条例第十三号

佐賀県知事 古川康

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第五十九条第二項の規定により、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に職員を引き継ぐこととなる県の内部組織は、佐賀県立病院好生館とする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。